

医療施設耐震化支援事業基金活用に伴う常滑市民病院の病床削減について

1. 医療施設耐震化支援基金について

医療施設耐震化支援基金事業において、医療機関の新築建て替えを行う場合、病床削減についての条件が付されている。

○病床過剰地域において医療機関の新築建て替えを行う場合

整備区域の病棟の病床数を10%以上削減し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減しなければならない。

○病床非過剰地域において医療機関の新築建て替えを行う場合

当該医療機関の病床利用率が過去3か年平均80%に満たなければ、整備区域の病棟の病床数を都道府県の医療審議会等の意見を聴いたうえで削減割合を決定し、そのまま病院全体の医療法の許可病床数を削減しなければならない。

	条 件	常滑市民病院の整備内容
補助対象施設	2次救急医療機関	2次救急医療機関
構造耐震指標 (I s 値)	0.6未満	0.412
補助対象事業	耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強	新築
着工時期	平成25年度中(平成26年3月末まで)	平成25年10月着工予定
病床削減	病床過剰地域 整備区域の病棟の病床数10%以上削減	知多半島医療圏 病床非過剰地域
	病床非過剰地域 過去3か年の病床利用率が平均80%に満たない場合は、愛知県医療審議会等の意見を聴いたうえで、整備区域の病棟の病床数の削減割合を決定し、削減する	病床利用率 平均: 63.0% 病床数 一般300床 → 一般270床 ※最終的には267床とする予定 (一般265床・特定感染症病床2床)

2. 常滑市民病院の病床削減について

常滑市民病院の過去3か年の病床利用率が80%以下のため、医療審議会等の意見を聴いて削減割合を決定する必要がある。

常滑市民病院は平成25年4月1日付けで病床を300床から270床へと1割削減しており、耐震化基金の条件では、病床過剰地域でも病床削減率は1割であることに鑑み、これをもって医療施設耐震化支援基金に係る病床削減とすることとし、10月開催予定の医療審議会医療計画部会に諮ることとする。